

労働者・善行者表彰式典
 市政功労者・善行者表彰式典

お問い合わせ
 秘書課秘書係 (☎0739②9910)

五月十五日(金)、田辺地域職業訓練センターにおいて、「市政功労者・善行者表彰式典」を行いました。真砂市長から、市政功労者表彰として市政の各分野において功績が顕著な方々に表彰状を、また、善行者表彰として多額の寄附をいただいた方々に感謝状をそれぞれお贈りしました。

席上、真砂市長は、「皆様方のこれまでのご尽力、ご高配に對しまして、衷心より深く感謝いたしますとともに、今後とも市政の発展のため、お力添えを賜りますようお願い申し上げます」と挨拶しました。

田辺市表彰規則では、地方自治の育成発展(自治)、社会福祉の増進又は保健若しくは環境衛生の向上(民生)、産業又は経済の振興発展(産業)、教育、文化等の振興(教育)、災害や犯罪等社会的不安の防止(治安)の五部門から成る「功労表彰」と、市民の模範となるようなボランティア活動を長期にわたり続けておられる方(善行)や市の公益のために多額のご寄附をいただいた方(寄附)にお贈りする「善行表彰」、「一般表彰」の三種類の表彰



- を規定しています。
 今回表彰された方々は次のとおりです。(敬称略)
- | | |
|------------|-------|
| 市民功労者表彰 | 松本 郁也 |
| 産業功労者表彰 | 東 寛 |
| (故)河口 廣里 | 中本 利雄 |
| 福嶋 傳兵衛 | 高田 徳治 |
| 教育功労者表彰 | 那須 義昭 |
| 畑田 源次 | |
| 治安功労者表彰 | 小川 晃弘 |
| 宇井 巖 | |
| 善行者表彰 | |
| 寄附 | |
| 田辺ライオンズクラブ | |
| 財団法人 新庄愛郷会 | |
| 系川 禎彦 | |
| 池田 陽子 | |

市民活動、ボランティア活動等での安全対策について

お問い合わせ
 自治振興課市民活動係 (☎0739②9911)

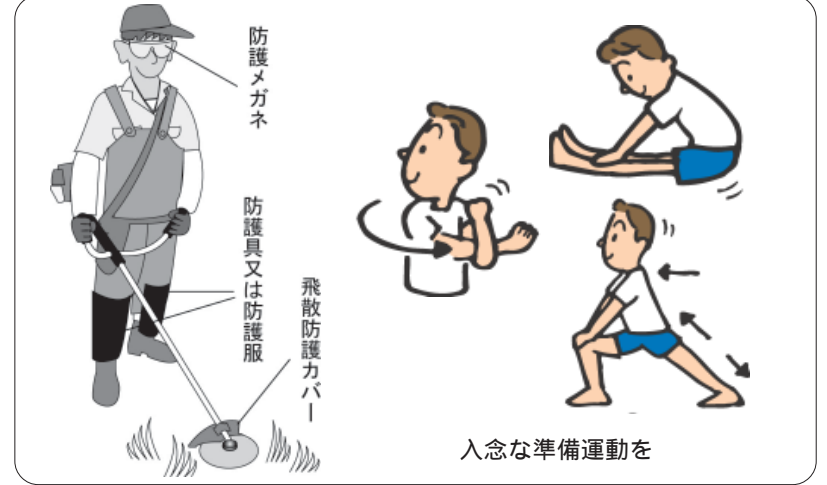
市や市内の市民活動団体等が実施する各種行事において、参加者がけが等を負った場合に備え、田辺市市民活動災害補償制度「ふれあい保険」に加入しています。

補償対象となるのは、自治会や子供クラブなど市民が無報酬で参加する公益性のある活動や市が主催する各種行事となっております。

例年の保険金支払状況を見ますと、子供クラブや育友会等の各種スポーツ大会やその練習中のけが又は地域の清掃活動中のけがが多く、特に最近では草刈機使用中の事故が増加傾向にあります。

けがはいつ起こるか分からないものですが、事前の心掛けで、ある程度予防できます。

例えば、スポーツに参加する際は十分な準備体操を行い、体をほぐしておくこととけがの予防につながります。また、草刈機を使用する際は、ゴーグルを着用したり安全服を着用したりすること



新型インフルエンザ予防のために

お問い合わせ
 健康増進課健康管理係 (☎0739②4901)

動物のインフルエンザウイルスが、人の体内で増えることができるように変化し、人から人へと容易に感染できるようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患を新型インフルエンザと言います。

新型インフルエンザで注意すること

- ① 日ごろから心掛けること
- ② 外出後は、手洗い、うがいを
- ③ 十分な休養や睡眠をとる。
- ④ バランスの良い栄養摂取を心掛ける。

せきエチケット
 せきやくしゃみの症状のある方は、「せきエチケット」としてマスクを着けましょう。せきやくしゃみの飛沫が飛び散るのを防ぎ、ほかの方への感染を防ぐことができます。

「発熱相談センター」
 新型インフルエンザの発生が確認されると保健所に「発熱相談センター」が設置されます。発熱・せきエチケット

マスクの着け方・外し方

着け方

- ①鼻、口、あごを覆う
- ②鼻部分を鼻筋にフィットさせる
- ③ゴムひもで耳にしっかり固定する
- ④フィットするよう調節する

マスクの表面には、病原体が付いている可能性があるため、使用中はあまり触らないようにします。触った手で、目などをこすらないようにします。



外し方

- ①なるべくマスクの表面を触らないように、片耳のゴムひもを持ち、顔から外す
- ②反対側のゴムひもを持ち、顔から外す

ゴムひもの部分だけを持ち、マスクの表面には触れないよう注意します。

廃棄方法 ゴムひもの部分だけを持ち、ふたのついたごみ箱に廃棄する。若しくは、マスクの表面に触れないよう注意しながらビニール袋に入れて口を閉じて廃棄する。



手洗い マスクを廃棄した後は、手指にウイルスが付いている可能性もあるので、よく手を洗うか、アルコール製剤による手指消毒をしましょう。

健康な方がマスクを着用しているからといって、インフルエンザ等の感染を防げるかどうかの科学的根拠はありません。過信は禁物です。

不織布製マスクの使用をお勧めします。薬局やコンビニエンスストアなどで購入可能です。

マスクは、使い捨てが原則です。1日1枚程度。

き・全身痛などインフルエンザの症状がある場合、まず「発熱相談センター」(☎0739②7933)に連絡し、県が指定する医療機関で受診してください。事前連絡せず医療機関で受診すると、待合室等で新型インフルエンザをほかの方に感染させてしまうおそれがあります。

このお知らせは平成二十一年五月十五日現在作成されたものです。状況の変化により変更されることがありますので、国や県からの新しい情報にご注意ください。

和歌山県ホームページ (http://www.pref.wakayama.lg.jp/)
 田辺市ホームページ (http://www.city.tanabe.lg.jp/)

正しい手洗いの方法

手洗いは感染予防の基本です。石けんをつけ、手指の各部分を丁寧にこすり洗い、ねじり洗いしましょう。十分な流水で石けんを洗い流した後、清潔なタオルやペーパータオルでよくふき取りましょう。

- ①手の平
- ②手の甲
- ③指先・爪
- ④指の間
- ⑤親指
- ⑥手首
- ⑦洗い流し
- ⑧ふき取り

蛇口は洗う前の手で触れているので手と一緒に洗いましょう。

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの取組が重

何をすればいいの？



ども暮らしには欠かせません。性別や年齢、家族構成を問わず、働くすべての人が仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても自分が希望するバランスで生き方を選択・実現できることが、男女共同参画社会の形成につながります。仕事と生活のバランスをとる、男女共に夢や希望を実現しましょう。

貸出図書・DVD等を紹介します

DVD

『ワーク・ライフ・バランスを知っていますか? ~働くオトコたちの声~』 内閣府 WLB (ワーク・ライフ・バランス)とは、「仕事」と「生活」を調和させるライフスタイルのこと。家庭や会社などわたしたちの身近なところで、既に様々な取組が始まっています。WLB社会の実現を目指す企業や、仕事と家庭の理想的なバランスを実践する人々の姿をドキュメンタリータッチで紹介します。



『働く女性のメンタルヘルスがとことんわかる本』 鈴木安名 働く女性はストレスがいっぱい。でも大丈夫。この本を読めば「目からウロコ」です。心も健康で、良い仕事をするためのコツを是非身に付けていきましょう。



『忙しいパパのための 子育てハッピーアドバイス』 明橋大二 今、パパとして奮闘中の方、また、これからパパになろうとする人に、これだけは知っておいてほしいというアドバイスが満載。



要です。「男女共同参画って難しいぞ!」「自分には関係ない」ということはありません。皆さんの家庭、職場、地域、学校など日常の生活の中で、男女が助け合い、一人だけに負担が偏らないように責任を担うなど、互いに協力し合いましょ。また、自分を大切にするとともに、相手も認め思いやる気持ちが大切です。一人ひとりが幸せな社会のために、できることから始めてみましょう。

男女共同参画センターからのお知らせ 男女共同参画センターは、田辺市における男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設として市民総合センター 四階に設置され、男女共同参画に関する講座・講演会の開催や情報提供、女性電話相談事業などの活動を行っています。 情報収集・提供 男女共同参画に関する図書・ビ

デオ(DVD)等の貸出しを行っています。一回につき一人二冊(本)、二週間までです。 女性電話相談 女性の抱えるいろいろな悩みに女性相談員が電話で相談に応じしています。開設時間など詳細は、二十七ページの「各種相談」欄をご覧ください。 おしかけ講座 職員が、男女共同参画について分かりやすくお話しします。お気軽にご相談ください。



6月23日~29日は男女共同参画週間 一人ひとりが幸せな社会のために ~男女共同参画社会の実現を目指して~

お問い合わせ 男女共同参画推進室 (☎0739②4936)

男女共同参画社会とは、男性も女性もお互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができるといって考えてみませんか。 国では、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である六月二十三日から一週間を「男女共同参画週間」とし、この法律に対する理解を深めるために全国的に啓発活動を進めています。 この機会に男女共同参画について考えてみませんか。

「男女共同参画」って何?

男性も女性も様々な活動に共に「参画」することです。「参画」とは、単なる参加ではなく、社会のルールや計画などをつくっていく最初の段階から男女と一緒に考えていこうというものです。

なぜ、必要なの?

日本国憲法には、個人の尊重、男女の平等がうたわれており、男女平等の実現に向けていろいろな取組が行われてきまし



た。しかし、わたしたちの身近な状況をみると、大切な意思決定の場に女性が加わっていないかったり、男女間において不平等を感じたりすることがあるようです。 また、少子高齢化などわたしたちを取り巻く生活環境が変化していく中で、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれず、あらゆる分野でそれぞれの個性と能力が発揮できる社会づくりが必要となつていっています。

「男女共同参画社会基本法」ってどんな法律?

男女共同参画社会基本法は、男女が家庭で、地域で、学校

基本理念

- ①男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳を重んじましょう。 男女の差別をなくし、「男だから...」、「女だから...」ではなく、一人の人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。 ②社会における制度又は慣行についての配慮 「男性は仕事、女性は家庭」などの固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度やあり方を考えていきましょう。 ③政策等の立案及び決定への共同参画 男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。 ④家庭生活における活動とほかの活動の両立 男女はともに家族の構成員。お互いに協力し、社会の支援を受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるようにしましょう。 ⑤国際的協調 男女共同参画社会

づくりのために、国際社会とともに歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。



「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」

時代の移り変わりとともに、働き世帯の増加や、働き方の希望と現実のずれなどを背景として、仕事と生活の調和がとれず、問題を抱える人が多く見られます。仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらしますが、家事・育児、地域活動、自己啓発な

お知らせワイド

News & Information



介護保険料を改定します

お問い合わせ
やすらぎ対策課介護保険係
(☎0739②4931)

介護保険制度は、平成十二年度から始まり、介護を社会全体で支える制度として定着してきました。

介護保険を支える財源の負担割合は、下の図に示されているとおり公費である税金が半分と、六十五歳以上の方が負担する第一号被保険者保険料と四十歳から六十四歳までの方が負担する第二号被保険者保険料とで成り立っています。

また、第一号被保険者保険料は、介護給付費の動向等に合わせ、三年ごとに見直されることになっていきます。

今回の改定は、平成二十一年度から二十三年度までの第四期介護保険事業計画期間における第一号被保険者の保険料で、計画期間三年間の田辺市の介護サービス利用に要する費用と地域支援事業に要する費用に基づいて保険料額が決定されることとなります。

合併後、保険料率の調整のため不均一賦課を行っていましたが、三年間の特例期間の終了により、今回からは市内統一の保険料率となります。

田辺市は、六十五歳以上の高齢者人口の比率が高く、その高齢者の約二十パーセントの方が

平成21～23年度介護保険料額（年額）			
保険料段階	算定割合	計算方法	介護保険料
第1段階	0.5	基準額4,782円×0.50×12か月	2万8,600円
第2段階	0.5	基準額4,782円×0.50×12か月	2万8,600円
第3段階	0.75	基準額4,782円×0.75×12か月	4万3,000円
第4段階	0.83	基準額4,782円×0.83×12か月	4万7,600円
	1.0	基準額4,782円×1.00×12か月	5万7,300円
第5段階	1.25	基準額4,782円×1.25×12か月	7万1,700円
第6段階	1.50	基準額4,782円×1.50×12か月	8万6,000円

要介護認定者となつています。また、施設や在宅での介護サービス費用も年々増加傾向にあり、今後要介護認定者の増加に伴い、介護サービス費用の増加が見込まれています。



該当被保険者

- 第1段階...老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方及び生活保護受給の方等
- 第2段階...世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方
- 第3段階...世帯全員が市民税非課税で第2段階の条件に該当しない方
- 第4段階...本人が市民税非課税で世帯員どなたかに課税対象者がいる方
なお、今回より、保険料の弾力化措置として、「課税年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方」について、算定割合を0.83に減額する段階を新たに設定しました。（第4段階の弾力化措置に該当しない方の算定割合は1.0）
- 第5段階...本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の方
- 第6段階...本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上の方

